

横浜水ビジネス協議会要領

(構成)

第1条 横浜水ビジネス協議会要綱第4条に基づき、本会の会員は、企業会員、特別会員、協力会員で構成する。

(企業会員)

第2条 企業会員は次の要件を満たすものとする。

- (1) 日本国内で登記されている企業及び団体等
- (2) 海外水ビジネスの推進に関心がある企業及び団体等
- (3) 横浜市内に本社や営業所など、活動の拠点を有する、若しくは予定がある企業及び団体等

(特別会員)

第3条 特別会員は、海外上下水道事業体及びそれに準じるものとする。

(協力会員)

第4条 協力会員は、関係団体及び関係省庁とする。

(入会)

第5条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会届を事務局に提出し、事務局の確認を受けなければならない。

(退会)

第6条 会員は、別に定める退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。また、連絡が一定期間とれない会員については事務局の判断で退会させることができるものとする。

附 則

この要領は、平成25年11月25日から施行する。